

令和8年度

事業計画書

令和8年4月1日から

期間

令和9年3月31日まで

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

## I 運営方針

愛媛県の農林水産業を取り巻く環境は、高齢化の進行による生産者の減少、担い手不足、生産資材や燃料の高騰、国際情勢の不安定化による影響など、依然として、厳しい状況が続いており、更には、耕作放棄地の拡大や鳥獣被害の増加、森林の荒廃、水産資源の減少など、解決すべき諸課題に直面している。

こうした中、国においては、農林水産業における「攻めの経営」の確立を目指して、経営力の強化に向けた支援を推進するとともに、特に、農業分野においては、農業の成長産業化に向けて、一層の農地の集約化を図ることとしており、令和5年度に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に基づき、令和7年度から、地域における農地利用の将来図となる地域計画の市町による策定や、農地貸借の農地中間管理事業への一本化等が実施されたところである。

このようなことから、当機構では、機構を介した農地貸借の大幅な増加等に適切に対応するため、組織運営体制の強化を図るとともに、市町等の関係機関・団体との連携を一層密にして、担い手への農地集積・集約化に取り組んでいるところであり、令和8年度においても、更に増加が見込まれる事務を的確に処理しつつ、地域計画の早期実現に向け、農業経営の規模拡大や農地利用の効率化・高度化を推進していく。

また、農林漁業の担い手の育成・確保については、後継者はもとより、県内外の青年や定年退職者、農外企業の参入など、多様なルートからの幅広い新規就業者の確保に努め、その就業ステージに応じた支援活動に取り組み、愛媛の農林漁業をけん引する意欲ある担い手の育成を図る。

農業分野においては、えひめ農業経営サポートセンターを中心に、各種の有用な情報提供や相談活動などを実施し、意欲ある農業者の経営課題の解決や法人化、6次産業化などに取り組むほか、林業分野においては、愛媛県林業労働力確保支援センターを中心に、相談・研修活動や経営診断、林業機械の導入支援などを実施し、林業就業者の拡大や事業体の経営発展に取り組む。さらに、農林漁業後継者の組織活動や集落営農活動、就農希望者が行う研修などに対する助成事業に取り組み、次代の農林漁業を担う幅広い人材の育成に努める。

当機構は、以上のような事業や取組みを推進しつつ、業務運営体制の効率化、基本財産や特定資産の有効活用など着実な組織運営に取り組み、公益財団法人の目的に沿った業務の遂行に努める。

## Ⅱ 各事業計画書

### 第1 農地中間管理事業

(全体事業費：346,331,800円)【前年度84,089,800円】

#### (1) 農地中間管理事業(89,917,800円)【前年度84,089,800円】

農地中間管理事業は、市町が策定した地域計画等に即し、担い手が希望する農地の集積・集約を支援して農業の生産性を高めることを目的としている。しかし、愛媛県では農地の受け皿となる担い手が極めて少なく、しかも高齢化しているため、事業を推進するためには担い手の確保・育成を併せて推進する必要がある。

このため、県や市町、農協等の関係団体の協力を得て、水田農業においては集落営農組織の設立・法人化と法人への農地集積を、果樹農業においては新規就農者や後継者の確保・育成と優良園地の提供を推進する。

#### ① 農地中間管理事業の推進体制等

機構は、農地中間管理事業の実施に当たり、地域計画の目標地図に位置付けられた担い手等への農地の集積・集約化を進めるため、県や農業団体等で構成する農地中間管理事業推進会議や地方局段階の推進班会議等の活動を通じて、関係機関・団体と一体となって事業の推進を図る。

また、事業の一部業務は市町や地域農業再生協議会等に委託し、これら関係機関・団体の協力を得ながら円滑に事業を実施する。

#### ② 農地中間管理事業の実施

##### ア 利用権の設定等

機構は、地域計画の推進やマッチング等の調整を経て提出される市町の意見書に基づき、利用権の設定等に係る農用地利用集積等促進計画を作成し、農業委員会や市町、利害関係人の意見を聴取し決定する。機構は市町に対して決定した促進計画の認可申請を行う。利用権の設定等は、市町の促進計画の承認により行う。

機構は、市町に対して、意見書の提出に当たり、農協や農業委員会等の協力を得て、地域計画の実現に向けた借受希望者と貸付希望農用地とのマッチング等に取り組み、利用権の設定等の合意形成が図られるよう、協力を求める。

##### イ 農地中間管理事業の業務の委託

機構は、農地中間管理事業を円滑かつ効果的に実施するため、業務の一部を外部に委託する。

(ア) 農地中間管理事業の業務の一部を委託する者の名称及び住所

|    | 名 称            | 住 所                |
|----|----------------|--------------------|
| 1  | 松山市            | 松山市二番町四丁目7番地2      |
| 2  | 今治市農業再生協議会     | 今治市別宮町一丁目4番地1      |
| 3  | 宇和島市           | 宇和島市曙町1番地          |
| 4  | 八幡浜市           | 八幡浜市北浜一丁目1番1号      |
| 5  | 新居浜市           | 新居浜市一宮町一丁目5番1号     |
| 6  | 西条市            | 西条市明屋敷164番地        |
| 7  | 大洲市            | 大洲市大洲690番地の1       |
| 8  | 伊予市            | 伊予市市場127番地1        |
| 9  | 四国中央市          | 四国中央市中ノ庄町1684-16   |
| 10 | 西予市            | 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 |
| 11 | 東温市            | 東温市見奈良530番地1       |
| 12 | 上島町地域農業再生協議会   | 越智郡上島町弓削下弓削210     |
| 13 | 久万高原町          | 上浮穴郡久万高原町久万212     |
| 14 | 松前町            | 伊予郡松前町大字筒井631番地    |
| 15 | 砥部町            | 伊予郡砥部町宮内1392番地     |
| 16 | 内子町            | 喜多郡内子町平岡甲168番地     |
| 17 | 伊方町            | 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1   |
| 18 | 松野町            | 北宇和郡松野町大字松丸343番地   |
| 19 | 鬼北町            | 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1  |
| 20 | 愛南町            | 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地   |
| 21 | 愛媛県土地改良事業団体連合会 | 松山市愛光町1番地24        |

(イ) 委託しようとする業務の内容

農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第1項で定める委託してはならない業務を除く業務のうち業務委託先と合意に至った農地中間管理事業に係る業務

(ウ) 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までのうち、契約の締結期間

③ 関連事業との連携

農用地の基盤整備事業や果樹の改植等事業などについては、農地中間管理事業が効果的に実施されるよう、県・市町の担当部署や農業協同組合、普及組織等と緊密に連携する。

特に、機構関連農地整備事業は、機構が借受けた農地を対象に基盤整備を行うことによって、担い手への農地の集積・集約化を進めることを目的としていることから、機構は、県、市町、県土連をはじめ、農業協同組合や土地改良区等との連携を図るコーディネーターとしての役割を担う。

#### ④ 農地中間管理事業評価委員会の開催

第三者で構成する農地中間管理事業評価委員会を開催し、事業の効果的な実施に向けて助言と評価を受ける。

#### (2) 特例事業 (262, 414, 000 円)

令和5年度に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に基づき、令和7年度から、農地貸借の農地中間管理事業への一本化等が実施された。これに伴い、機構では、担い手への農地の集積等を推し進め、農業経営の拡大や所得の向上を図るため、地権者等からの要請を受けて、農地を買い入れ、経営規模を拡大しようとしている意欲ある農業者に売り渡す事業に取り組んでおり、今後も、引き続き積極的に事業を推進する。

また、買い入れに係る資金について、必要な場合は、県の債務保証のもとに全国農地保有合理化協会から融資を受ける。

##### 《農地売買等事業計画》

| 売買事業等農地買入計画     | 借入資金計画          | 借入先         |
|-----------------|-----------------|-------------|
| 255, 346, 000 円 | 255, 346, 000 円 | 全国農地保有合理化協会 |

#### (3) 松野町上家地地区の農地の売却

令和6年3月に、有限会社太陽ファームと売買契約を締結した松野町上家地地区内の農地のうち、農地関係の諸手続を進めていた須山地区については、それらが完了したことから、令和8年度において、次のとおり売却を完了させる予定である。

- 所在地 北宇和郡松野町上家地 須山地区
- 面積 16筆 20,821 m<sup>2</sup>
- 取得金額 26,990,000 円
- 売却金額 3,123,150 円
- 売却金額の算定 不動産鑑定士による鑑定評価額に基づいて算定。

## 第2 農林漁業後継者助成事業

(全体事業費：14,462,000円)【前年度15,720,000円】

### (1) 農業後継者助成事業 (7,915,000円)【前年度8,780,000円】

新規就農者の確保育成、さらには地域農業のリーダーとなる人材を確保していくため、就農希望者への就農相談、就農に向けた研修、就農後の定着から地域農業のリーダーとなるような活動を支援するなど、総合的な就農支援対策を実施する。

#### ① 営農インターン推進事業 (5,400,000円)【前年度7,050,000円】

就農への不安を解消し、スムーズに就農ができるよう、JA、市町公社、先進農家等で研修を実施する新規就農希望者を支援する。

- 対象者 就農を目指して研修を実施する者
- 事業費 75,000円/月 最大2年間
- 内容 農業協同組合、市町公社、先進農家等での就農に向けた知識・技術習得のための研修

#### ② 就農促進サポート事業 (500,000円)【前年度500,000円】

農業者組織による就農相談活動、地域農業のリーダーとなるような組織活動を支援する。

- 対象者 愛媛県認定農業者連絡協議会、愛媛県農協青壮年連盟
- 事業費 250,000円 (1組織当たり)
- 内容 就農相談、組織会員の農業経営スキルアップ研修、交流活動等

#### ③ 青年農業者活動促進事業 (2,015,000円)【前年度1,230,000円】

青年農業者が地域で抱える課題解決やリーダー育成等を図ろうとする活動や、国際感覚に優れた担い手を確保しようとする組織活動を支援する。

##### ア 青年農業者組織活動促進事業 (1,895,000円)【前年度1,110,000円】

青年農業者が課題解決やリーダー育成を図ろうとする研究発表大会、調査研究活動(地域組織活動分を含む。)などの組織活動を支援する。

- 対象者 愛媛県青年農業者連絡協議会
- 事業費 1,110,000円
- 内容 研究発表大会、プロジェクト活動、交流活動等

##### イ 海外派遣農業研修啓発活動 (120,000円)【前年度120,000円】

国際感覚に優れた農業者を確保育成するため、海外派遣農業研修の啓発や研修に向けた組織活動を支援する。

- 対象者 愛媛県国際農業者交流協議会
- 事業費 120,000 円
- 内 容 海外派遣農業研修事業啓発活動、派遣前研修等

**(2) 林業後継者助成事業 (600,000 円) 【前年度 600,000 円】**

新規就業者や将来の地域リーダーとなりうる就業者等が専門的知識・技術を習得できるよう現地研修、先進地研修等を行う活動を支援する。

- 対象者 林業就業者 (3 地区)
- 事業費 200,000 円 (1 地区当たり)
- 内 容 現場研修、先進地研修等

**(3) 漁業後継者助成事業 (2,070,000 円) 【前年度 2,070,000 円】**

技術及び知識の習得のための自主的な調査研究活動、漁業に生きがいと使命感を持つ質の高い漁業後継者となる組織活動を支援する。

**① 若い漁業者自主研修活動育成事業 (1,000,000 円) 【前年度 1,000,000 円】**

県下各地で抱えている課題に、青年漁業者自らが取り組み、その成果を地元水産業に反映するための研究活動を支援する。

- 対象者 愛媛県青年漁業者連絡協議会 (4 地区)
- 事業費 250,000 円 (1 地区当たり)
- 内 容 水産資源保護培養研究、新養殖技術導入、人工具等真珠品質比較試験、養殖漁場環境改善研究等

**② 青年漁業者連絡協議会活動促進事業 (1,070,000 円) 【前年度 1,070,000 円】**

青年漁業者が質の高い漁業後継者となるための研究発表大会、先進地研修等の組織活動を支援する。

- 対象者 愛媛県青年漁業者連絡協議会
- 事業費 1,070,000 円
- 内 容 研究発表大会の開催、漁業先進地研修、全国大会派遣、協議会の結成促進等

**(4) 農業経営指導強化事業 (600,000 円) 【前年度 1,000,000 円】**

集落営農組織等が行う共同作業、農地利用集積活動及び集落営農組織の法人化に向けた活動を支援する。

- 対象者 集落営農組織等 (3 集落)
- 事業費 200,000 円 (1 組織当たり)
- 内 容 共同作業活動、農地集積活動、組織の法人化等

### 第3 青年農業者等育成センター事業

(全体事業費：115,619,500円)【前年度127,507,000円】

#### (1) 就農支援活動事業 (7,157,000円)【前年度7,695,000円】

##### ① 就農相談窓口活動

農業従事者の高齢や担い手が減少していくなかで、1人でも多くの新規就農者を確保するため、就農を希望する者に対して就農関連情報の提供、相談活動等を実施するとともに、きめ細かな相談活動に対応するため就農相談員を設置する。

##### ② 就農支援資金償還業務

過去に貸し付けた就農支援資金の償還業務を行う。

##### ③ 農村青年人材育成活動

青年農業者を全国段階への会議等へ派遣するとともに、県段階の活動を支援する。

ア 全国青年農業者会議への派遣

イ 全国農業青年交流交換会への派遣

ウ 地区青年農業者会活動

エ 青年農業者大会の開催（県若い農業経営者大会、県青年農業者技術交換大会等）

##### ④ 企業等への就農促進活動

農業参入を希望する企業等に対し、円滑な参入を図るための相談活動を実施する。

##### ⑤ 新規就農予定者等への就農促進活動

就農や農業法人等での就業を希望する者を対象に、就業相談会を開催し、スムーズな就農・就業を支援する。

##### ⑥ 就農支援活動の強化・啓発及び広報活動

就農事例集の作成、ホームページを活用した就農啓発、就農相談のインターネット予約など就農支援活動を強化する。

(2) 新規就農総合支援事業（就農準備資金）（108,462,500円）【前年度 119,812,000円】

次世代を担う農業者になることについて強い意欲を有している者（原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農する者）が、就農に向けて県が認める研修機関（県農業大学校、県試験研究機関、農業協同組合等）において研修を受ける場合に、研修期間中（2年以内）1年につき1,650,000円（月137,500円）を給付する。

|                 | 継 続       |                 | 新 規       |               | 計         |                  |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|---------------|-----------|------------------|
|                 | 人数<br>(人) | 金 額<br>(千円)     | 人数<br>(人) | 金 額<br>(千円)   | 人数<br>(人) | 金 額<br>(千円)      |
| <b>教育機関等</b>    | <b>0</b>  | <b>0</b>        | <b>2</b>  | <b>3,300</b>  | <b>2</b>  | <b>3,300</b>     |
| 県農業大学校          |           |                 |           |               |           |                  |
| 県研究機関           |           |                 | 2         | 3,300         | 2         | 3,300            |
| 県普及機関           |           |                 |           |               |           |                  |
| <b>J A、法人等</b>  | <b>29</b> | <b>40,062.5</b> | <b>38</b> | <b>62,700</b> | <b>67</b> | <b>102,762.5</b> |
| J A周桑           | 1         | 12.5            | 1         | 1,650         | 2         | 1,662.5          |
| J Aおちいまばり       | 1         | 1,650           | 5         | 8,250         | 6         | 9,900            |
| J Aえひめ中央        | 14        | 21,012.5        | 24        | 39,600        | 38        | 60,612.5         |
| J A松山市          | 3         | 4,950           | 1         | 1,650         | 4         | 6,600            |
| J Aたいき          |           |                 |           |               |           |                  |
| J Aにしうわ         | 3         | 3,187.5         |           |               | 3         | 3,187.5          |
| J Aひがしうわ        |           |                 |           |               |           |                  |
| J Aえひめ南         | 3         | 4,125           |           |               | 3         | 4,125            |
| 市町公社            | 1         | 62.5            |           |               | 1         | 62.5             |
| その他（農業指導士等先進農家） | 3         | 5,062.5         | 7         | 11,550        | 10        | 16,612.5         |
| <b>準備資金交付金計</b> | <b>29</b> | <b>40,062.5</b> | <b>40</b> | <b>66,000</b> | <b>69</b> | <b>106,062.5</b> |
| <b>推 進 費</b>    |           |                 |           |               |           | <b>2,400</b>     |
| <b>合 計</b>      |           |                 |           |               |           | <b>108,462.5</b> |

## 第4 林業労働力確保支援センター事業

(全体事業費：81,371,000円)【前年度53,400,000円】

### (1) 林業労働力確保推進事業(18,745,000円)【前年度17,800,000円】

林業の成長産業化を目指し、森林を次世代へ健全な姿で継承するためには、林業の担い手の確保・育成は必要不可欠である。このため、新規就業の促進、林業事業体の経営基盤の強化・合理化に関する情報提供及び異業種等からの新規参入を促進する事業等を実施する。

#### ① 林業担い手確保対策事業(9,806,000円)【前年度8,200,000円】

##### ア 林業労働力育成協議会の開催

林業労働力の確保促進を図るため、林業労働者の募集・林業への新規就業者の受け入れ・林業の機械化及び林業労働安全に関する事項等について林業労働力育成協議会を開催し協議を行う。

##### イ 林業就業者指導・相談業務

電話、来所、メール等による新規就労希望者への情報提供や事業体の求人に対する助言指導並びに事業体の就労改善に関する相談指導等を実施するとともに、県内での就業相談会の開催や全国規模の就業相談会へ参加する。

##### ウ 新規参入者受入体制整備指導事業

林業事業体に対し、雇用関係の明確化、労働条件の改善、社会保険への加入促進、採用条件の整備について指導を行う。また、新規参入者の受入に有効なインターンシップの誘致・勧誘と実施に係る調整・支援を行うとともに、広くホームページや相談会を通じて林業就業者を募集する。

##### エ 林業労働者資格認定事業

林業就業者の習得した技術・資格等によって、「愛媛県林業技能技士」、「愛媛県高度林業機械技士」に認定する。

##### オ 林業就業環境整備事業

多様な林業の担い手確保のため、先進事例や補助制度等に関する事業者向けのセミナー開講や外国人就業者の雇用に必要な就業環境整備経費の支援、加えて林業事業体の実態等を調査し、結果分析並びに関係者への情報提供を経て、担い手対策の推進を図る。

**② 林業事業体支援事業 (8,939,000円)【前年度 9,600,000円】**

林業事業体の経営基盤の強化を図るため、次の事業を行う。

**ア 林業事業体経営分析及び労務情報提供**

林業事業体の経営基盤の強化や経営の合理化を図るため、巡回指導やこれらに関する実態調査を行うとともに、情報誌による情報提供を行う。

また、認定林業事業体等に対し、経営診断や現場作業システムの改善等生産性の向上等に関する指導を実施する。

**イ 異業種等新規参入促進支援事業**

林業に参入した建設業従業員や新規に改善計画の認定を受けた林業事業体等を対象に、高性能林業機械の操作方法、作業路の開設方法、作業工程やコスト管理技術の研修を実施する。

**(2) 林業雇用改善促進事業(4,460,000円)【前年度 4,000,000円】**

林業事業体及び林業従事者に対し、雇用管理の改善に資する情報提供等、次の事業を行う。

**① 相談指導事業**

事業主に対する求職情報の提供や雇用改善の指導並びに求職者に対する求人情報提供や就業相談等を行う。

**② 雇用情報収集・提供事業**

林業雇用改善推進会議の参加等を通じて、雇用状況の情報収集、改善策の検討を行うとともに、雇用情勢等必要な情報を情報誌等により提供する。

**③ 研修事業**

林業事業体の雇用管理に関する問題点及び経営の問題点を改善し、林業担い手の安定的な確保育成を図るため、林業事業主・雇用管理者を対象に林業雇用管理研修会を開催する。

**(3) 林業機械貸付事業 (53,800,000円)【前年度 31,600,000円】**

**① 貸付事業**

改善計画認定事業体の就労環境の改善と事業の合理化に資するため、機構所有の林業機械(プロセッサ1台)を貸し付ける。

**② リース支援事業**

新規参入事業者等の事業規模拡大及び生産性の向上を図る事業者に対し、林業機械のリース等に対する補助を行う。

## 第5 農業経営総合支援事業

(全体事業費：24,277,000円)【前年度 23,812,000円】

### (1) 農業経営総合支援事業 (24,277,000円)【前年度 23,812,000円】

農村地域の高齢化等が急速に進展し、産地規模の縮小や営農基盤の維持が難しくなるなど経営環境が悪化する中で、地域農業の担い手は、農業経営の強化や次世代農業者への事業継承などの諸課題に対応していく必要がある。このため、経営意欲のある農業者が法人化や創意工夫を活かした農業経営を展開できるように、関係機関と連携して助言・指導を行うなど、経営強化を支援する。

#### ① 農業経営サポート事業

農業経営の強化、法人化等に取り組む農業経営者や農業者組織に対し、各分野のコンサルタントを派遣して経営分析や改善方法、法人化、労務管理、販路拡大などについて助言・指導を行い、経営強化を支援する。

#### ② 相談活動等支援事業

農業法人の雇用情報や経営移譲の希望などの情報を収集するとともに、効果的な情報発信に努め、円滑な就農相談活動を支援する。